

令和7年12月4日
こども家庭部子育て支援課

議案第174号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館）

議案第175号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館学童クラブ
および練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ）

配付資料

別紙 1

令和7年12月4日
こども家庭部子育て支援課

議案第174号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館）
議案第175号 指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館学童クラブ
および練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ（以下「東大泉児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
株式会社 ポピングズエデュケア
代表取締役 田 村 篤 司

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和7年4月9日 第1回指定管理者選定小委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする
団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指
定の期間の審議)
(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評
価)

5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会
(業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする
団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指
定の期間の審議結果の報告)
(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評
価)
(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団
体として特定)

7月3日 第2回指定管理者選定小委員会
(企画提案書作成要項の審議)

7月11日 企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）

7月24日 申請書類受付（経営状況に関する部分）

8月1日	経営診断委託
8月12日	申請書類受付（事業計画に関する部分）
8月29日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月18日	第5回指定管理者選定小委員会 (申請団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な管理・運営が期待できること、併設施設や関係機関等と連携し、地域において継続して安全・安心に過ごすことのできる施設運営が行われていること等の理由により、株式会社ポピンズエデュケアが東大泉児童館等を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

全体として安定した経営状態である。資金力および借入金の返済能力が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

指定管理者として、地域住民・ボランティアとの交流、地域活動への参加、併設施設である敬老館・保育園との交流・連携による児童館運営に取り組んできた。

施設の駐輪場をキャンドルライトで飾るイベントや学校応援団まつりへの参加、近隣農園でのじゃがいも掘り体験会などは、地域の方に児童館を知つてもらう機会となり、地域の方が児童館の運営に参加する成果に繋がっている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用するとともに、独自に情報セキュリティに関する国際規格ISO27001を取得している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

子育て家庭に対する相談・援助を行い、交流の場を提供し、遊びを通じて子どもの健全育成を推進する運営の基本的な考え方は、児童館の設置目的お

より児童館ガイドラインに沿ったものであり、評価できる。

毎月開催している、団体が運営する全国325施設の施設長会議において、優れた取組やヒヤリハット事例を共有する提案はサービス水準の維持・向上が期待できる。また、連絡帳や日々のやり取りで気軽に相談できる体制を整えるとともに、来館者や利用者の意見を聞く機会として、年3回の子ども会議や保護者会・個人面談などを実施し、運営に反映する提案があり、評価できる。

「全職員受講必須研修」「階層別研修」「各種専門性を高める研修」の実施や社員全員が学ぶべき事項・指針をまとめた冊子を用いて施設でOJTや研修を行うなど、職員に対する教育・研修体制の提案があり、評価できる。

(4) 運営経験を生かした取組

児童館で実際に起きた接触事故の事例を職員がシミュレーションして事故が起こりやすい状況を体感し共有するとともに、来館者とともにミーティングを行い再発防止のための意見を共有する提案があり、評価できる。

中高生が小学生の宿題支援を行う「チューター活動」や若手職員が担当する「しゃべり場」を設置して中高生が気軽に話せる環境を整える提案があり、評価できる。

敬老館の跡施設として、令和7年7月に開所した「あすはステーション大泉」との連携に向けた協議を行っており、評価できる。

学童クラブは、登室時に健康状態を目視・口頭により確認すること、体調不良時のきめ細かな対応を行うこと、保護者会等で保育内容や安全対策を説明することなどの提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

施設の衛生管理や備品、遊具等の状況をチェックリストで日常的に点検する提案があり、評価できる。

災害別のマニュアルを策定し、適切に対応できるよう体制を整え、定期的に想定訓練を実施する提案があり、評価できる。

(6) 効率的な管理運営

児童館と学童クラブが併設する施設の特性を生かし、主任以外の有資格者を児童館と学童クラブに柔軟に配置し効率的な管理運営を実現する提案があり、評価できる。

全国で多数の児童福祉施設等を運営する団体のノウハウとネットワークを駆使し、優秀な人材を確保する提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた提案

不登校の子どもについて寄り添いながら、安心して過ごせる個別の居場所づくりや職員と信頼関係を構築する提案があり、評価できる。

子どもと一緒に児童館の行事運営を行うことで、自己実現の場を提供する提案があり、評価できる。

怪我の未然防止を図るため、運動量の多い遊びをする前には、職員と子どもが一緒に準備体操を行うなど、子どもが安全に安心して過ごせるよう取り

組む提案があり、評価できる。

保護者同士が集い、相談し合える機会を設けて育児の孤立を防ぎ、家庭における問題の発生を予防する提案があり、評価できる。課題を抱える家庭には、子ども家庭支援センターなどの関係機関への橋渡しを行い、家庭が落ち着くまで寄り添い続ける提案があり、評価できる。

スーパーバイザーが巡回・指導を行い、不適切な保育を未然に防止する体制を整えている。また、こども性暴力防止法への対応に向けた取組があり、評価できる。

(8) 地域への貢献

現在、東大泉児童館等における非常勤職員の区内在住率は約9割であり、今後も区民の継続雇用と新規採用を積極的に進め、地域に根ざした児童館運営を強化する提案があり、評価できる。

再委託・物品の調達について、業者の選定に当たり、区内に事業所があることを重視する提案があり、評価できる。

小学校と相互に連携して情報を共有し、子どもたちの様子や活動内容を把握して対応すること、新1年生の担任との懇談会や副校長との月会を通じて、個別支援が必要な児童への対応を協議することなどの提案があり、評価できる。

近隣の小学校2校において、定期的に出前児童館を行い、学校応援団と地域の子どもの情報を共有しながら連携・協力する取組の提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立東大泉児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団体審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点
提案審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 子どもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) 子どもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) その他課題として捉えている内容・課題に対する取組	30点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
	合 計		200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 ポピンズエデュケア
1 安定性・継続性	5	3
2 当該施設の運営実績	15	12
3 施設運営体制	40	32
4 運営経験を生かした取組	40	32
5 施設の維持管理・安全性への配慮	20	16
6 効率的な管理運営	20	16
7 施設特性に応じた提案	30	24
8 地域への貢献	30	24
合 計	200	159

指定候補団体の概要

1 名称 株式会社 ポピングズエデュケア

2 所在地 東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号

3 代表者 代表取締役 田村 篤司

4 設立年月日 昭和 62 年 3 月 9 日

5 資本金等 9,657 万 5 千円

6 主な業務内容

- (1) 女性管理職者を対象として講習、研修をする団体の業務委託、管理、運営および講習、研修の実施運営
- (2) 通訳、翻訳および書籍出版、販売
- (3) 衣料品、衣料雑貨、装身具、室内装飾、日用品雑貨の企画、デザイン、製造、販売
- (4) 上記 3 号記載のデザイン、著作権、商標権の利用権、複製権の設定業務
- (5) 乳・幼児、児童の保護介添および教育を目的とする請負、委託ならびにそれらの専門家養成のための教育活動
- (6) 託児所、保育所の経営
- (7) 乳・幼児教育用の教材、衣類、玩具の製造、販売
- (8) 家政婦の斡旋に関する業務ならびに秘書、通訳者、翻訳者の人材派遣に関する業務
- (9) 老人・高齢者の介護介添およびホームヘルプを目的とする請負、委託ならびにそれらの専門家養成のための教育活動
- (10) 老人・高齢者の日常生活・趣味・娯楽および教養に関するコンサルティングを目的とする請負、委託ならびにそれらの専門家養成のための教育活動

- (11) 上記 9 号および 10 号記載の専門家養成のための教育用教材の開発、制作および販売
- (12) 老人・高齢者介護介添用器具の開発、製造および販売
- (13) 労働者派遣事業の適切な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備に関する法律に定める労働派遣事業
- (14) 広告代理店事業
- (15) 傷害保険、損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (16) 生命保険の募集に関する業務
- (17) 融資および融資の斡旋、保証ならびに代行業務
- (18) 有職女性・働く女性の育児支援等に関する調査研究
- (19) 展覧会および博覧会等の催事の企画、運営、管理および主催団体からの委託業務の実施
- (20) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所および指定居宅サービス事業
- (21) 障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスに関する事業
- (22) 職業安定法に定める有料職業紹介事業
- (23) 乳幼児期の保育理論に関する研究開発およびかかる理論の実践
- (24) 食品の製造・販売および宅配サービス業ならびに食品の冷凍・冷蔵業
- (25) 旅館、ホテルおよび飲食店の経営
- (26) 介護保険法もしくは健康保険法および高齢者の医療の確保に関する法律に基づく指定訪問看護に関する事業
- (27) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業および第 1 号事業
- (28) 前各号に付帯する一切の業務

7 職員数 5,082 人

8 沿革

昭和 62 年 ジャフィサービス株式会社設立

在宅保育サービス開始

平成 8 年 株式会社ポピングズコーポレーションに社名を変更

平成 23 年 本社を現住所へ移転

株式会社ポピングスに社名変更

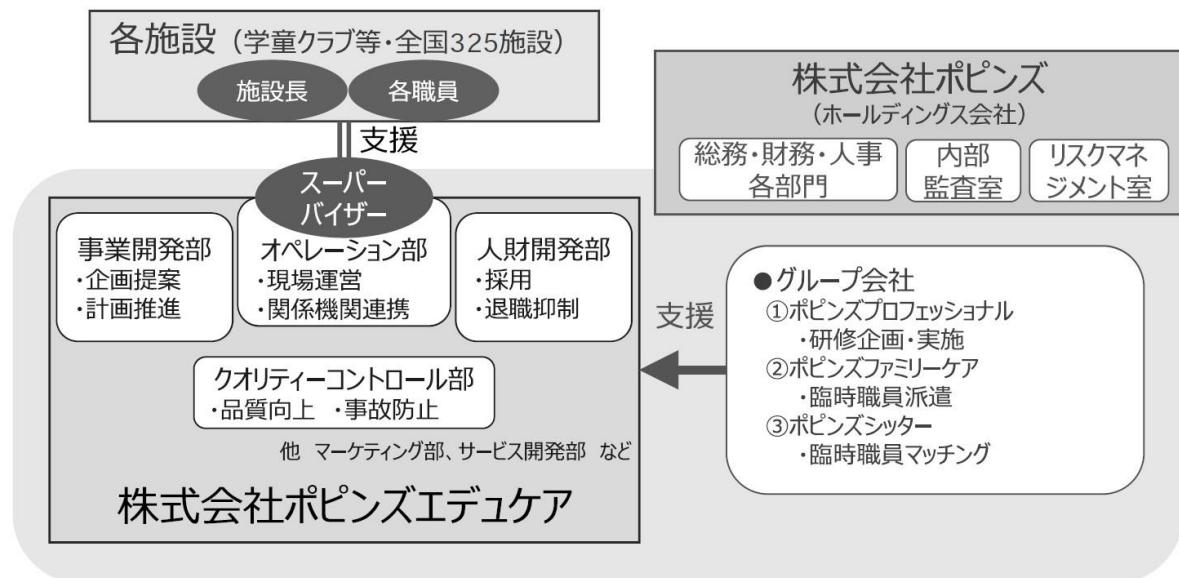
平成 26 年 東京都中央区の児童館の指定管理者に選定され、運営を開始

令和 4 年 同グループ会社のウィッシュ株式会社より受託運営施設、指定管理者の全施設を移管され東大泉児童館、東大泉児童館学童クラブおよび東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者に選定され運営を開始

株式会社ポピングスから株式会社ポピングスエデュケアに社名変更

持株会社を株式会社ポピングスに社名変更

9 組織図



別紙3

株式会社 ポピングズエデュケア 役員名簿

役職	氏名	現職業 (または元職業)	備考
代表取締役	田村 篤司 たむら あつし	株式会社ポピングズ 取締役 執行役員	
取締役	轟 麻衣子 とどろき まいこ	株式会社ポピングズ 代表取締役(グループCEO)	
	田中 博文 たなか ひろふみ	株式会社ポピングズ 取締役 専務執行役員	
	是枝 美里 これえだ みさと	当該団体取締役 執行役員	
監査役	吉沢 淳 よしざわ きよし	株式会社ポピングズ 取締役 (常務監査等委員)	

別紙4

指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会の構成

1 指定管理者選定委員会の構成

区分	構成員
委員長	副区長
副委員長	副区長
委員	教育長
委員	企画部長
委員	総務部長
有識者委員	弁護士 今井 克治
有識者委員	公認会計士 小貫 裕文
有識者委員	東京経済大学 特命講師 奈良 浩二

2 練馬区立児童館等指定管理者選定小委員会の構成

区分	構成員
委員長	教育委員会事務局こども家庭部長
副委員長	教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課長
委員	教育委員会事務局こども家庭部在宅育児支援担当課長
委員	教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課南田中児童館長
有識者委員	立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 准教授 藤高 直之